

ご存知ですか！？

《会社がつくる保育園》の新たな助成制度がはじまりました。

「企業主導型保育事業」説明会

ご案内

刈谷商工会議所では、企業のニーズに応じた柔軟な設置・運営を支援する「企業主導型保育事業」（制度内容の概要は別紙のとおり）について、愛知県健康福祉部子育て支援課の担当者による解説と企業の担当者と愛知県健康福祉部子育て支援課との情報交換会を実施し、本事業の助成金活用に向けた意見交換をさせていただきます。

つきましては、下記のとおり、開催致しますので、下記の申込書をご記入の上、刈谷商工会議所宛にFAX（0566-24-6049）にてお気軽にお申し込み下さい。

ぜひ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

【概要】

日 時：6月16日（金） 午後2時00分～午後3時30分

【第1部】 午後2時00分～午後2時30分

企業主導型保育事業について解説

【第2部】 午後2時30分～午後3時30分

企業の担当者と愛知県健康福祉部子育て支援課との情報交換会

講 師：愛知県健康福祉部子育て支援課 主幹 吉田 稔 氏

会 場：刈谷商工会議所 2階 会議室

定 員：20社（先着順）

主 催：刈谷商工会議所

後 援：愛知県健康福祉部子育て支援課

問 合 せ：刈谷商工会議所

T E L：0566-21-0370 F A X：0566-24-6049

刈谷商工会議所（FAX 0566-24-6049）行

平成29年 月 日

6月16日開催『企業主導型保育事業説明会』申込書

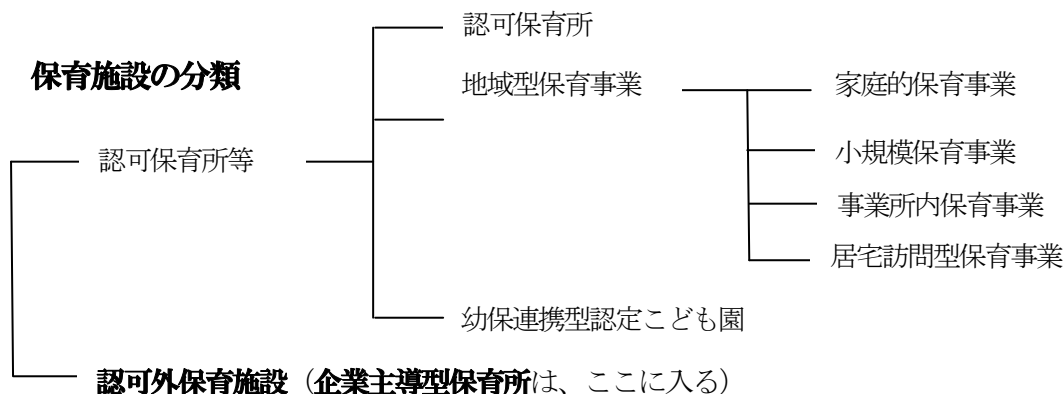
事業所名		担当者名	(役職名) (氏 名)
電話番号		FAX 番号	

※本申込書にご記入いただきました情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用致します。

企業主導型保育って、なに？

企業主導型保育を一言で表すなら、「会社がつくる保育園」です。カテゴリで言うと、“認可外保育施設”に位置づけられる保育園。

「企業主導型保育」は、企業のニーズに応じた、保育所の柔軟な設置・運営を助成する制度で、平成 28 年度から始まったばかりの新しい事業です。認可外保育施設ですが、国から、保育所の運営費・整備費の助成金が出ます。



ポイントは下記の4つ。

1. 自治体を通さなくても補助金が出る
2. 従業員の多様な働き方に対応できる
3. 複数の企業の共同設置や地域の子どもの受け入れも OK
4. 利用者と施設の直接契約

【1つずつ詳しく見ていきましょう】

自治体(市区町村)を通さなくても補助金が出る

認可保育所を新しくつくる際に、自治体が、将来の少子化、保育所余りを懸念するなど、新規開園数を見合わせたり、反対運動等で認可保育所の建設が難航していたりと、事業者が新しく認可保育所を作りたくても、なかなか開園ができないという状況も見られますが、今回の「企業主導型保育」はそのプロセスを省略でき、かつ認可保育所なみの助成金が国から出る、ということで、待機児童対策の切り札として、期待が寄せられています。

従業員の多様な働き方に対応できる

企業によって、従業員の働き方は様々で、地域の認可保育所ではカバーしきれない部分が多くあります。待機児童が多い地域であれば、パートタイムだと子どもを預ける先がありませんし、夜間・休日シフトのある働き方の場合、対応できる認可保育所は非常に限られています。「企業主導型保育」であれば、遅い時間までの延長保育や夜間保育、日祝の休日保育、1日4～5時間や週2・3回などの短時間保育など、柔軟に対応できるのが特徴的です。また、病児保育や一時預かりを行う場合は、施設の整備費が加算されます。

複数の企業の共同設置や地域の子どもの受け入れも OK

地域の複数の企業が共同で保育所をつくることができます。子ども・子育て支援新制度の中の「事業所内保育事業」は、地域枠の受け入れ枠が義務として決まっていますが、オフィス街など設置場所によっては、地域枠の子どもの利用が期待できない、といった部分がありましたが、この「企業主導型保育」は、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも OK と、地域の実情に応じて、かなり柔軟な運営ができるようになっています。

利用者と施設の直接契約

利用者は、施設の設置者と直接契約をします。認可保育所は、利用にあたって自治体に「保育の必要性」を認定してもらう必要があり、自治体が「保育の必要性」の度合いによって入園の可否を決めます。待機児童の多い都市部では、“保育の必要性が低い”と判断された場合、認可保育所の利用は難しくなっています。しかし、「企業主導型保育」の場合、就労要件などを満たせば、自治体の認定いらずで契約ができ、さらには認可保育所並の保育料で利用することができます。